

市内で急増！

悪質な排水設備の点検商法・かたじけなく商法にご注意！！

事例：

【事例1】伊賀市上下水道事業管理者より「宅内排水設備の点検業務委託」を受けているとして、突然二人の男性が訪問してきた。「本来なら点検には2万円かかるが、今は特別に1万円で行っている」などと言葉巧みに説明し、手数料を支払わされた。

【事例2】市から依頼され「宅内配管の点検に来た。法律上、定期点検を行う必要があり、清掃が必要なら行う」と法律上による点検であるかのような言い回しで、代金を請求された。

【事例3】「当社は当地区の担当です」などと、市が業者を地域指定しているかのような印象を持たせ、管内清掃後、代金を請求された。



被害にあわないためのアドバイス

・「下水道の点検に来た」と言って、強引な営業を行うという相談が急増しています。中には市役所からの依頼と騙ったり、市役所職員を装っている場合もありますが、市が業者に依頼して、個人宅の排水管などを点検・清掃することはありません（宅内排水設備は個人の所有物であるため）。

・最初は「無料点検」や「今だけのキャンペーン価格」などと言って言葉巧みに説明し、最終的には高額な契約を迫られるというトラブルも多発しています。不審に思ったら下記消費生活相談窓口等にご相談ください。

伊賀市消費生活相談窓口
消費生活相談専用ダイヤル
0595-22-9626

三重県消費生活センター
消費生活相談専用ダイヤル
059-228-2212

警察相談専用電話
#9110